

りそな企業年金研究所

りそな年金FAX情報



《厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金関係》

平成23年8月11日

年金確保支援法および関連政省令の公布ならびに関連通知の発出について

年金確保支援法（国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律）につきましては、本年8月4日付で可決・成立した旨を同日付の「りそな年金FAX情報」にて既にご案内させていただきました。

(<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/topics/pdf/20110804.pdf>)

今般、8月10日付で同法および関連する政省令が公布されるとともに、関連通知が発出されました。これにより、同法において「公布日から施行する」旨規定されている事項については、同日より施行となっております。

本件につきましては、新たな詳細が判明次第、引き続きご案内させていただきます。

1. 今般公布・発出された法令・通知

- 年金確保支援法（国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律）（平成23年8月10日法律第93号）
- 国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成23年8月10日政令第255号）
- 住民基本台帳法別表第1から別表第5までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（平成23年8月10日総務省令第117号）
- 厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成23年8月10日厚生労働省令第104号）
- 「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」及び「厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（平成23年8月10日年発0810第4号）
- 特定基金の解散に関する特例について（平成23年8月10日年発0810第8号）

2. 法令および通知により明確化された主な事項

(1) 厚生年金基金の解散における特例措置 【厚生年金基金】

分割納付の納付計画の承認要件に、設立事業所の事業主が単独の基金以外については、解散時の全ての設立事業所の事業主（事業を廃止した事業主を除く）において公平に負担するものであることが追加されました。

(2) 企業型年金における「マッチング拠出」の実施 【確定拠出年金】

加入者掛金（企業型年金加入者掛金）に対しては「小規模企業共済等掛金控除」（個人型年金と同様の税制）が適用されることが明確化されました。

以上